

浸水想定（洪水、内水）の作成のための

「想定最大外力（洪水、内水）の設定に係る技術検討会」

開 催 趣 旨

1 趣旨

近年、時間雨量 50mm を超えるような短時間強雨や日降水量が数百ミリを超えるような大雨の発生が増加し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生している。また、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらに大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量が増大することが予測され、施設の能力を上回る外力による水害が頻発するとともに、発生頻度は比較的低いながらもそれを大幅に上回る激甚な外力により極めて大規模な水害が発生する懸念が高まっている。

このような状況を踏まえ、水害・土砂災害、火山災害に関連する今後の防災・減災対策の検討の方向性を「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」として平成 27 年 1 月 20 日にとりまとめた。最悪の事態も想定して、国、地方公共団体、企業、個人等が主体的に、かつ、連携して対応することが必要であり、最大クラスの洪水等に関する浸水想定、ハザードマップを作成することなどとしている。

また、「社会資本整備審議会河川分科会気候変動に適応した治水対策検討小委員会」においては、気候変動による外力の増大とそれに伴う水害の激甚化や発生頻度の増加等への適応策の一つとして、最悪の事態を想定した対策の検討が進むよう想定し得る最大規模の外力（以下、「想定最大外力」という。）を対象として浸水想定を作成すべきなどの議論がなされている。

このため、浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力を設定する具体的な手法について技術的な検討を行うため、有識者からなる検討会を開催するものである。

2 検討会の委員

別添のとおり

3 検討会で行う主な検討内容

浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の具体的な設定手法について

4 スケジュール

平成 27 年 2 月から 3 月にかけて、2 回を目途に検討会を開催し、想定最大外力（洪水、内水）の具体的な設定手法を取りまとめる。

5 事務局

水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室、下水道部流域管理官付

別紙

想定最大外力（洪水、内水）の設定に係る技術検討会 委員名簿

木 本 昌 秀 東京大学 大気海洋研究所 副所長・教授

◎小 池 俊 雄 東京大学大学院 工学系研究科 教授

清 水 義 彦 群馬大学 理工学部 教授

多々納 裕 一 京都大学 防災研究所 教授

立 川 康 人 京都大学大学院 工学研究科 教授

中 北 英 一 京都大学 防災研究所 教授

古 米 弘 明 東京大学大学院 工学系研究科 教授

◎：座長

（敬称略）

（五十音順）

想定最大外力（洪水、内水）の設定に係る技術検討会

規約

（名称）

第1条 本検討会は、「想定最大外力（洪水、内水）の設定に係る技術検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 浸水想定（洪水、内水）の作成等のための「想定最大外力（洪水、内水）」を設定する具体的な手法について、技術的な検討を行うことを目的とする。

（委員の任命）

第3条 委員は、有識者から、水管理・国土保全局長が任命する。

（会議）

第4条 会議には座長をおき、会議に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

2 座長は、議長として会議の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

4 会議は原則として公開で開催する。

5 会議配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

6 会議における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、水管理・国土保全局（河川計画課河川計画調整室、下水道部流域管理官付）に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

1 この会議は、平成27年2月6日から施行する。